

○ 総務省  
経済産業省 告示第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定に基づき、創業支援事業の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年一月二十八日

総務大臣 名  
経済産業大臣 名

創業支援事業の実施に関する指針

一 目的

この指針は、法第百十二条第一項の創業支援事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援事業の適切な実施を図り、もって平成二十五年六月十四日の閣議決定「日本再興戦略について」に基づいて推進する地域の資源を活用した創業の促進に寄与することを目的とする。

二 創業支援事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項

創業支援事業計画においては、創業支援事業の対象者及び創業支援事業により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。

三 創業支援事業の実施方法に関する事項

- イ 市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、民間事業者が創意工夫を生かして実施する創業支援事業との連携等により民間事業者の能力の活用が図られるよう努めるものとする。
- ロ 市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、当該創業支援事業により、当該市町村の地域の資源の活用、当該市町村に居住する者の雇用の創出等に資する事業を新たに開始する者を支援することにより、当該地域の活性化が図られるよう努めるものとする。
- ハ 認定市町村及び認定連携創業支援事業者は、創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとする者の新たに開始する事業が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、当該支援を行わないものとする。

四 創業支援事業の実施に関して市町村が果たすべき役割に関する事項

- イ 市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、当該市町村以外の者が実施する創業支援事業と一貫して円滑に実施するための適切な創業支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
  - ロ 認定市町村は、イの創業支援事業計画に基づき、当該市町村及び当該市町村以外の者が連携して実施する創業支援事業が、一貫して円滑に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。
  - ハ 認定市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、創業支援事業により支援を受けて創業を行った者に対し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関との連携等により創業支援事業を継続して行うよう努めるものとする。
- ニ 認定市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、当該創業支援事業計画に記載された創業支援事業の内容その他必要と認める事項の周知に努めるものとする。

五 その他創業支援事業に関する重要事項

認定市町村は、認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明を受けた創業者の新たに開始した事業の実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、経済産業大臣に報告するものとする。

六 備考

この指針において使用する用語は、法、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）、産業競争力強化法施行規則（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）において使用する用語の例による。